

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第13号

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づく行政処分の適正な公表に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公表対象処分)

第2条 公表の対象となる行政処分は、広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行った、次に掲げる行政処分（以下「公表対象処分」という。）とする。

(1) 警備業法（以下本号において「法」という。）に基づく行政処分

ア 法第8条の規定による認定の取消し

イ 法第49条第1項の規定による営業の停止命令

ウ 法第49条第2項の規定による営業の廃止命令

エ 法第48条の規定による指示（過去3年以内に法第48条の規定による指示を受け、又は過去5年以内にアからウまでに掲げる処分のいずれかを受けた者に係るものに限る。）

(2) 探偵業の業務の適正化に関する法律（以下本号において「法」という。）に基づく行政処分

ア 法第15条第1項の規定による営業の停止命令

イ 法第15条第2項の規定による営業の廃止命令

ウ 法第14条の規定による指示（過去3年以内に法第14条の規定による指示を受け、又は過去5年以内にア若しくはイに掲げる処分を受けた者に係るものに限る。）

(公表する事項)

第3条 公表対象処分を行ったときに公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該処分を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地並びに認定証番号又は届出証明書番号
- (2) 当該処分に係る営業所等の名称及び所在地
- (3) 当該処分の内容
- (4) 当該処分の年月日
- (5) 当該処分の理由及び根拠法令

(公表の方法)

第4条 公安委員会は、公表対象処分を行ったときは、別記様式による書面（以下「処分簿」という。）を作成し、当該処分があった日から起算して3年間、これを広島県警察本部庁舎内の閲覧所に備え置くとともに、当該処分簿の内容を公安委員会のホームページに掲載することにより公表するものとする。

(他の都道府県公安委員会への通知)

第5条 公安委員会は、他の都道府県の区域に主たる営業所を有する者に対して第2条第1号イ又は第2号アの行政処分を行ったときは、当該主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会にその旨を通知する。

2 前項の通知は、当該処分に係る処分簿の写しを添えて行うものとする。

(他の都道府県公安委員会が行った行政処分の公表)

第6条 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から広島県内に主たる営業所を有する者に対して第2条第1号イ又は第2号アの行政処分を行った旨の通知を受けた場合も、公安委員会が公表対象処分を行った場合の例により当該処分の概要を公表する。

附 則

この公安委員会規則は、平成24年2月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

警備業・探偵業行政処分簿

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所の名称及び所在地	
処分年月日	年 月 日	
処分内容		
処分理由・根拠法令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。